日 時	令和3年1月14日(木) 10:00~11:00 第13回経営会議
出席者	平原副市長、小林副市長、城副市長、林副市長、技監、鶴見区長、温暖化対策統
	括本部長、政策局長、総務局長、財政局長、市民局長、政策調整担当理事
欠席者	なし
議題	1 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の策定について【健康福祉局】
	2 実施方針の策定について【都市整備局】
	1 横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)の策定について
議事要旨	【論点】
	・横浜市依存症対策地域支援計画(仮称)を令和3年度に策定する。策定にあ
	トリ、基本的な考え方と全体構成等について確認する。
	【説明要旨】
	〇本市の依存症対策
	・本市及び民間支援団体等におけるこれまでの依存症対策の取組について説
	明。
	○策定の背景
	・ヒアリング・調査、依存症対策検討部会や民間支援団体の意見等から、「多様
	なニーズに応え、支援につなぐ仕掛け」、「支援人材の育成」、「施策を有機的
	に連携」するといった必要性が明らかになった。
	・幅広い支援者が連携し、それぞれの強みを生かした包括的・重層的な支援体
	制を構築することで、依存症者の早期発見・早期支援、多様なニーズに対応
	した支援を提供するため、支援の方向性を関係者と共有し、同じ方向で支援
	に取り組むための統一的な指針が必要であることから、横浜市依存症対策地
	域支援計画(仮称)(以下、「計画」という。)を策定する。
	・計画は国の「依存症対策総合支援事業実施要綱」に基づき、本市が任意で策
	定する。
	○計画の特徴
	・アルコール・薬物・ギャンブル等の3つを主に、ゲーム障害等も含めた依存
	症全般を対象とする。
	・依存症の本人や家族への支援に着目する。
	・異なる依存対象においても、支援としては共通する部分が多いこと、複数の
	依存対象を含めて支援している団体が多くあることから、実施する取組を支
	援者・関係者と共有しやすいよう、アルコール・薬物・ギャンブル等といっ
	た依存対象ごとではなく、必要な支援の段階により、一次(予防)、二次(早
	期発見・早期支援)、三次支援(回復支援)という分類で整理する。
	〇計画素案(案)
	構成は、5章とする。(第1章 計画の概要/第2章 本市における依存症に

関連する状況と課題 /第3章 計画の目指すもの/第4章 取り組むべき

施策/第5章 計画の推進体制)

- ・計画期間は、令和3年度から7年度までの5年間、基本理念を「依存症の本人や家族等の抱える困難が軽減され、より自分らしく健康的な暮らしに向かって進み続けるようにできること」とし、基本方針を「依存症の予防及び依存症の本人や家族等が自分らしく健康的に暮らすための支援に向け、関係者がそれぞれの強みを生かしながら、連携して施策を推進すること」とする。
- ・重点施策を、予防に資する普及啓発(重点施策1)、依存症に関する正しい理解、知識を広めるための普及啓発(重点施策2)、相談につながるための普及啓発(重点施策3)、身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組(重点施策4)、専門的な支援者による回復支援の取組(重点施策5)、地域で生活しながら、回復を続けることをサポートする取組(重点施策6)とする。

【主な意見等】

- ・計画の推進に必要な体制をしっかり整え、機能させることが重要である。
- ・計画策定を契機に関係機関との連携を深め、それぞれの役割に応じた取組を 進めること。
- ・依存症対策の強化について、引き続き国へ要望していくこと。

【結論】

<u>局案の方向性について了承。</u>

2 実施方針の策定について【都市整備局】

【論点】

- 1 実施方針(案)について
 - ・12月2日に開催された経営会議以降に開催された市会常任委員会、協議会、 等での意見を踏まえた実施方針(案)の修正点について
- 2 民間事業者の公募の開始について
 - ・実施方針(案)等に基づいて民間事業者の公募を開始することについて
 - ・今後の想定スケジュール、主な論点等について

【説明要旨】

- ○実施方針の主な修正点について 12月2日の経営会議以降の主な修正点について説明。
- ○公募及び事業者へ開示する書類について

公募にあたり、実施方針、募集要項、横浜IR景観デザインノート、設置運営事業予定者選定基準、参加資格審査等手続きに関する様式集及び記載要領を公表する。その後、参加資格が確認された事業者に対して、提案書作成に必要な書類を開示。参加資格確認後に事業者に開示する書類は、他都市との競争関係にある中で、公表することが本市にとって不利益となることから、当面は事業者以外に開示しない。

- ○今後のスケジュールについて公募の想定スケジュール及び公募開始に係る記者発表スケジュールについて説明。
- ○地域の合意形成について

の対応等について説明。

住民投票条例制定請求の状況等を踏まえ、地域の合意形成に向けて新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、今後も丁寧な説明を行う。また、公聴会について、他の事例を参考としながら適切な実施方法を検討する。

〇公募に関係する文書の主な論点等について 10条問題、履行保証金・違約金、モニタリング基本計画における是正措置へ

【主な意見等】

- ・違約金の設定金額は妥当なのか。事業が途中でうまくいかなくなった場合に、 市としてこの金額でよいと考える額なのか。どのような考え方で設定してい るのか。
- →金額は、市にとってのリスクの程度に応じて、変動させている。仮に違約金を超えるような額の損失が発生した場合には、違約金に加え、その部分についても事業者に求めていくことになる。
- ・逆に市として損失を補償することになった場合に、投資金額相当の損失を負担するということになるのであれば、大変大きな金額となるのではいか。そこの考え方はどうなっているのか。

→例えば、事前に通知をするという形で、損失額を減らす仕組みを設けてい る。

I R事業者が適切に運営を行っていて、地域経済に効果がでていれば、突然事業を止めた場合、地域経済、事業者とその従業員等にダメージが出る。 事前通知を行うことで、地域経済へのダメージを抑えられ、損失補償も減ることになる。また、施設はできる限り有効利用(非カジノ事業、第三者への譲渡等)していくなど、ただ損失補償をして金銭を負担するという形ではない。

- ・事前に実施協定書の内容について、市会に説明するのか。
 - →基本的には実施方針に記載している内容が本市としての考え方であり、既 に市会にも示している。実施協定書の記載内容については、本市の競争上 の地位を守る観点で、説明は厳しいと考える。
- ・今後も市民への説明は丁寧に実施していく必要がある。今後のスケジュール の中で工夫できる部分はどこか。
 - →夏頃に事業者を決定した後に、事業者と共同で区域整備計画を作成していく。タイトなスケジュールであるが、節目ごとに丁寧に市民説明を行う。 また、法の手続きにそって実施する公聴会についても、他の事例を参考に 進め方を検討していく。

【結論】

局案の方向性について了承。

(補記)

経営会議を踏まえ、所管局より1月21日に市長へ説明し、了承を得た上で、 方針決裁をとった。